

入間市税条例等改正要旨

〔 個人市民税 〕

< 【第 1 条関係】 入間市税条例第 2 4 条、第 3 6 条の 3 の 3、入間市税条例附則第 5 条 >

◆ 均等割、所得割の非課税限度額における国外居住親族の取扱いの見直し

- 国外居住親族の扶養控除の対象が見直されたことに伴い、個人市民税均等割、所得割の非課税判断における扶養親族の適用範囲が変更されるものです。また、それに伴い公的年金等受給者の扶養親族申告書の内容が変更されるものです。

【国外居住親族の取扱いの見直し内容】

- ・ 30 歳以上 70 歳未満の国外居住親族は、原則として扶養控除の適用外とする。
- ・ ただし、以下の者は扶養控除の適用対象とできる。
 - (1) 留学により国内に住所及び居所を有しなくなった者
 - (2) 障害者
 - (3) 納税義務者から前年において生活費又は教育費に充てるための支払いを 38 万円以上受けている者

[令和 6 年 1 月 1 日施行]

< 【第 1 条関係】 入間市税条例附則第 6 条 >

◆ セルフメディケーション税制の延長

- 特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例について、平成 30 年度から令和 4 年度までの個人市民税に適用されるものを、令和 9 年度まで 5 年間延長するものです。

[令和 4 年 1 月 1 日施行]

〔 固定資産税 〕

< 【第1条関係】 入間市税条例附則第10条の2 >

◆ 固定資産税の課税標準の特例割合を定める規定の追加

- 固定資産税の課税標準の特例割合を条例に委任する「地域決定型地方税制特例措置」（通称：わがまち特例）の対象となる施設の追加があったため、条例でその割合を定めるものです。

課税標準の特例	対象施設	地方税法による割合の範囲	条例で定める割合
	< 附則第10条の2第24項 > 浸水被害防止・軽減のため、特定都市河川浸水被害対策法や下水道法に基づき、都道府県知事や市町村長等の認定を受けて整備された雨水貯留浸透施設 【償却資産（固定資産税）】	< 地方税法附則第15条第46項 > 3分の1を参酌して6分の1以上2分の1以下	3分の1

[特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律の施行の日施行]

〔 その他 〕

< 【第2条関係】 入間市税条例第48条、第50条、第52条、入間市税条例附則第4条 >

◆ 地方税法の改正に伴う条文の整備